

監査結果の公表 さ 監 第 2 号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、学校備品監査を実施したので、さつま町監査委員条例第8条第1項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和8年8月24日

さつま町代表監査委員 紺屋 一幸

1 監査を実施した日

令和8年8月6日

2 監査対象

山崎小学校、柏原小学校、鶴田小学校、宮之城中学校（分教室を含む）

監 査 の 結 果

- 1 監 査 期 日 令和 8 年 8 月 6 日（木）
- 2 監査実施校 山崎小学校、柏原小学校、鶴田小学校、宮之城中学校（分教室を含む）
- 3 監 査 内 容 令和 6 年度から令和 7 年度までに購入した備品（学校図書を含む）の管理状況
（山崎小学校、柏原小学校、鶴田小学校、宮之城中学校）
令和 7 年度に購入した備品（学校図書を含む）の管理状況
（宮之城中学校分教室）

4 監査の着眼点

- (1) 購入の方法は適正であるか。
- (2) 購入した備品が備品台帳に記載されているか。
- (3) 真に必要なものであるか。
- (4) 購入については計画性があるか。
- (5) 適正に管理されているか。
- (6) 耐久度や使用期限の過ぎた備品（危険性）はないか。
- (7) 備品の存在確認

5 監査の方法

備品の管理状況及び運用状況に関して、各学校において担当者から聴取するとともに、備品台帳と確認対象備品を照合し、保管、管理状況及び登録漏れの有無等について確認した。

6 監査の結果

監査対象の備品は、山崎小学校、柏原小学校、鶴田小学校、宮之城中学校は直近の 2 年間、宮之城中学校分教室は直近の 1 年の間に購入されたものであるが、各学校における備品の保管状態はおおむね良好と認めた。

管理備品及び教材備品では、備品一覧表に掲載された備品が確実に存在し、適正に管理されていることを確認した。今後においても、安全上の管理から、備品の耐用年数等に応じ、計画的に更新されるよう要望するものである。

図書備品については、全ての学校において適正に管理されていることを確認した。

7 監査の意見等

- (1) 一般備品の購入については、年度内における計画的な購入が行われており有効活用が図られている。
- (2) 図書を購入については、夏休みを利用した読書ができるよう 1 学期中からの購入が行われており評価できる。図書の貸出中の冊数が多い学校もあり、夏休み期間を利用した積極的な読書推進活動の取組が見られ図書備品の有効活用がなされている。
今後とも児童・生徒のための計画的な購入に努められたい。
- (3) 備品によっては、他の学校と共用しているものもあり、効率化が図られ学校の環境美化推進に有効活用されている。